

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

愛西市長

公表日

令和5年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づく予防接種の実施、記録及び当該予防接種に起因する健康被害の救済及び実費の徴収事務・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)における新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務①対象者の抽出、自己負担金額の決定、予診票の発行、予防接種の実施に関する事務②予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における、給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務③予防接種を受けた者又はその保護者からの実費の徴収に関する事務④助成金の交付に関する事務⑤予防接種台帳の作成、登録、管理に関する事務・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康管理システム(健康かるて)・統合宛名システム・中間サーバー・ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項、・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、19条第6号(委託先への提供)・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、115の2の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子ども部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康子ども部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉町米野225番地1 0567-28-5833

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、予防接種の実施及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用する。 <ol style="list-style-type: none"> ①定期予防接種の実施 ②予防接種済証の交付 ③予防接種台帳の整備 ④予防接種による健康被害の救済のための医療費及び障害年金・葬祭料に関する申請及び請求の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、予防接種の実施、記録及び当該予防接種に起因する健康被害の救済及び実費の徴収事務を行っている。 ①対象者の抽出、自己負担金額の決定、予診票の発行、予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における、給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③予防接種を受けた者又はその保護者からの実費の徴収に関する事務 ④助成金の交付に関する事務 ⑤予防接種台帳の作成、登録、管理に関する事務 	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	健康かるて	健康かるて・統合宛名システム・中間サーバ	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民生活部 健康推進課	健康福祉部 健康推進課	事後	組織変更のため
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	市民生活部 健康推進課 愛知県愛西市小津 町観音堂27番地 0567-24-9731	健康福祉部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉 町米野225番地1 0567-28-5833	事後	庁舎移転のため
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人未満(任意実施) 平成27年2月27日時点	1,000人以上1万人未満 平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 飯田 優子	健康推進課長 近藤 ゆかり	事後	所属長変更のため
平成29年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、 18及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第13条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、 18及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第13条	事後	時点修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 近藤 ゆかり	健康推進課長 佐藤 博之	事後	所属長変更のため
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120	事後	電話番号変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成28年8月31日時点	1,000人以上1万人未満 平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	事後	時点修正
平成31年4月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、予防接種の実施、記録及び当該予防接種に起因する健康被害の救済及び実費の徴収事務を行っている。 ①対象者の抽出、自己負担金額の決定、予診票の発行、予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における、給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③予防接種を受けた者又はその保護者からの実費の徴収に関する事務 ④助成金の交付に関する事務 ⑤予防接種台帳の作成、登録、管理に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づく予防接種の実施、記録及び当該予防接種に起因する健康被害の救済及び実費の徴収事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)における新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務 ①対象者の抽出、自己負担金額の決定、予診票の発行、予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における、給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③予防接種を受けた者又はその保護者からの実費の徴収に関する事務 ④助成金の交付に関する事務 ⑤予防接種台帳の作成、登録、管理に関する事務 	事前	時点修正
令和3年2月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 	事前	時点修正
令和3年2月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2 	<ul style="list-style-type: none"> (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2 	事前	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康推進課	健康子ども部 健康推進課	事後	組織変更のため
令和3年2月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 佐藤 博之	健康推進課長 服部 芳樹	事後	組織変更のため
令和3年2月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉町米野225番地1 0567-28-5833	健康子ども部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉町米野225番地1 0567-28-5833	事前	時点修正
令和3年2月8日	II しきい値判断項目 1. 対象者数	平成31年4月16日時点 1000人以上1万人未満	令和3年2月8日時点 1万人以上10万人未満	事前	時点修正
令和3年2月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月16日時点	令和3年2月8日時点	事前	時点修正
令和3年8月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の3、第13条、第13条の2	事後	時点修正
令和3年8月2日	II しきい値判断項目 1. 対象者数	令和3年2月8日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年2月8日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づく予防接種の実施、記録及び当該予防接種に起因する健康被害の救済及び実費の徴収事務 ・新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)における新型コロナウイルス感染症予防接種の実施に関する事務 ①対象者の抽出、自己負担金額の決定、予診票の発行、予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における、給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③予防接種を受けた者又はその保護者からの実費の徴収に関する事務 ④助成金の交付に関する事務 ⑤予防接種台帳の作成、登録、管理に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づく予防接種の実施、記録及び当該予防接種に起因する健康被害の救済及び実費の徴収事務 ・新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)における新型コロナウイルス感染症予防接種の実施に関する事務 ①対象者の抽出、自己負担金額の決定、予診票の発行、予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における、給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③予防接種を受けた者又はその保護者からの実費の徴収に関する事務 ④助成金の交付に関する事務 ⑤予防接種台帳の作成、登録、管理に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 	事後	時点修正
令和3年11月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②システムの名称	健康かるて・統合宛名システム・中間サーバー	健康かるて・統合宛名システム・中間サーバー・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項、 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、19条第5号(委託先への提供) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	時点修正
令和3年11月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和3年11月14日時点	事後	時点修正
令和3年11月14日	II しきい値判断項目 3. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和3年11月14日時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項、 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、19条第5号(委託先への提供) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項、 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、19条第6号(委託先への提供) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	時点修正
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年11月14日時点	令和3年12月27日時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年11月14日時点	令和3年12月27日時点	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年12月27日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年12月27日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正